

身体的拘束最小化の取り組み

【当院の方針】

身体的拘束や行動制限は患者さんの自由を制限し、尊厳をき損することにより身体的・精神的な苦痛をもたらす可能性があります。そのため、患者本人または周囲の他者(他の患者さん、ご家族、スタッフなどを含む)の生命または身体を保護するために緊急かつ他に代替手段がないと判断される場合を除き、身体的拘束・行動制限を行わない医療・看護を提供することを当院における原則とします。

綿貫病院 院長 綿貫雄太

当院の方針に基づき、職員一人ひとりが患者さんの尊厳と安全を守る意識をもち、拘束を安易に正当化することなく拘束を必要としないケアを多職種で取り組みます。

看護部長 志村章江